

扶養控除申告書 記入例

令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

A 扶養控除等申告書の基本情報欄

B 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入欄

C 障害者、源流、ひとり親又は勤労学生

D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等

E 16歳未満の扶養親族

F 給与所得者を有する配偶者・扶養親族

扶

※1 配偶者の所得の見積額を記入します。収入金額ではなく所得金額であることに注意してください。

※2 扶養親族が70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた人)である場合、次の条件に該当すれば、「同居老親等」にチェックを入れます。該当しない場合には「その他」にチェックを入れます。

○その親族が、あなたか配偶者の両親、祖父母である

○同居している(☆1)

A： 基本情報

- ご自身の情報を記載します。

B： 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族 の記入

◎ 源泉控除対象配偶者

- 源泉控除対象配偶者とは、次の2つの条件に該当する配偶者をいいます。こちらに該当する場合のみ記入します。

- 本人の合計所得金額の見積額が900万円(給与収入だけなら1095万円)以下であること。
- 配偶者の合計所得金額の見積額が95万円(給与収入だけなら150万円以下)であること。

※1 配偶者の所得の見積額を記入します。収入金額ではなく所得金額であることに注意してください。収入が給与だけである場合の所得金額は、収入金額から55万円を差し引いた金額です。

◎ 控除対象扶養親族

- 控除対象扶養親族とは、次の全ての条件に該当する親族(子ども、親など)をいいます。こちらに該当する場合のみ記入します。

- 配偶者以外
- 給与所得者と生計を共にしている
- 合計所得金額の見積額が48万円(給与収入だけなら103万円)以下である

16歳未満(平成22年1月2日以後に生まれた人)の子どもは控除対象扶養親族ではありません。後述E欄に記入します。

※2 扶養親族が70歳以上(昭和31年1月1日以前に生まれた人)である場合、次の条件に該当すれば、「同居老親等」にチェックを入れます。該当しない場合には「その他」にチェックを入れます。

- その親族が、あなたか配偶者の両親、祖父母である
- 同居している(☆1)

・ (☆1)同居について

病気療養の為に入院している場合には同居として認められますが、老人ホームへ入居している場合には同居と認められません。

ただし、別居であっても仕送りをしている場合などは控除対象扶養親族とすることができる場合もあります。

国内別居の場合・・・証拠書類の添付の必要なし(仕送りの金額をお尋ねする場合があります。)

国外別居の場合・・・証拠書類の添付の必要あり(USへ問い合わせください)

(参考資料) <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/kokugaifuyou-QA.pdf>

※3 扶養親族が外国に住んでいる場合にチェックをします。

16歳以上30歳未満、または70歳以上のときは、その欄にチェックを入れます。

30歳以上70歳未満のときは「留学」「障害者」「38万円以上の支払」の該当にチェックをします。

どれにも該当しない場合には、扶養控除の対象となりません。

※4 扶養親族の所得の見積額を書きます。

【注意】公的年金等は「雑所得」の為、所得額に含めます。

公的年金等・・・老齢基礎年金、老齢厚生年金、私的年金

年金を受給している方が65歳未満の場合は、公的年金等の収入が年間60万円まで、

65歳以上の場合は、年間110万円までであれば、所得額は0円となります。

※これより多くの年金収入がある場合は、「公的年金等控除額」を差し引いて算出します。

下記、計算式をご参照ください。

例)	妻は年金を受給しているが、パートの収入もある。所得額はどのように計算する？		
①妻が65歳未満の場合			
・年金収入90万円	－ 公的年金等控除額60万円	= 所得額30万円	} 合計所得額
・パート収入90万円	－ 給与所得控除額55万円	= 所得額35万円	
②妻が65歳以上の場合			
・年金収入 90万円	< 公的年金等控除額110万円	⇒ 所得額0万円	} 合計所得額
・パート収入90万円	－ 給与所得控除額55万円	= 所得額35万円	

C：障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生 の記入

◎ 障害者

- ・ 該当する欄にチェックを入れます。

同一生計配偶者・・・所得者と生計を一にする配偶者で所得の見積額が48万円以下(給与収入103万円以下)の人のことです。

- ・ ※5 障害者の人の詳しい情報を書きます。

<input type="checkbox"/> 氏名
<input type="checkbox"/> 障害の程度
<input type="checkbox"/> 手帳などの種類と交付された年月日(障害者手帳のコピーを添付してください。)

◎ひとり親控除・寡婦控除

- ・ 所得者がひとり親(現に婚姻をしていない人または配偶者の生死が明らかでない人のうち、次の要件をすべて満たす人)の場合、該当箇所にチェックを入れます。

<input type="checkbox"/> その人と生計を一にする子を有すること
<input type="checkbox"/> 合計所得金額が500万円以下であること
<input type="checkbox"/> その人と事実上婚姻関係と同様にある者認められる人がいないこと

- ・ ひとり親・寡婦の区分は以下の表の通りです。

受給者本人の性別	扶養親族等の要件	配偶者との関係	受給者本人の所得要件	区分
女性	合計所得金額（見積額）が48万円以下の生計を一にする子がいる（※1）	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし（※2）	500万円以下	ひとり親
	扶養親族（子以外）がいる	死別・離婚・生死不明（※2）		寡婦
	扶養親族や生計を一にする子がない	死別・生死不明（※2）		
男性	合計所得金額（見積額）が48万円以下の生計を一にする子がいる（※1）	死別・離婚・生死不明 婚姻歴なし（※2）		ひとり親

（※1）「子」は他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされていない方に限ります。

（※2）住民票の続柄欄に「夫（未届）」、「妻（未届）」、またはこれらと同様の記載がない場合に限ります。

引用元 https://www.kkr.or.jp/nenkin/q_and_a/jukyu/shikumi/zeikin/fuyou/faq_0033.html

◎ 勤労学生

- ・ 該当する欄にチェックをいれます。

D：他の所得者が控除を受ける扶養親族等 の記入

- ・ 夫婦共働きで子どもの扶養を配偶者にする場合に記入します。

E：16歳未満の扶養親族 の記入

- ・ **16歳未満(平成22年1月2日以後に生まれた人)の子ども**がいる場合、記入します。

F：退職手当等を有する配偶者・扶養親族

- ・ 配偶者や扶養親族に退職して退職手当をもらった人がいる場合、記入します。

※6 **配偶者・扶養親族**が障害者である場合、該当箇所にチェックを入れます。

※7 **ご自身**が寡婦、またはひとり親の場合は該当する欄にチェックを入れます。